

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金に加入して以降は、国民年金保険料を欠かさず納付してきた。私は、今でも申立期間の国民年金保険料の領収書を所持しており、申立期間の国民年金保険料が還付済として未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 2 月 28 日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金保険料の「領収証書」により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を 42 年 6 月 26 日に過年度納付していたことが確認できる。

また、申立人の特殊台帳の備考欄には、申立期間のうち、6 か月分に相当する国民年金保険料が還付されたものと推認できる記載があるものの、同特殊台帳の昭和 39 年度の月別収納記録欄には、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月分の国民年金保険料が還付されたものと推認できる記載となっている上、更新後の申立人の特殊台帳では、申立期間はすべて未納とされていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料が当時、適切に管理されていなかったものと考えられる。

さらに、国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されたことを示す記載は無く、申立人の還付された記憶はないとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、平成4年2月から同年10月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成5年3月16日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月10日から同年11月30日まで  
② 平成4年11月30日から5年3月16日まで

申立期間①については、今回の申立てに先立つ平成20年11月に社会保険事務所の職員から、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正の行われている可能性があるとの説明があった。

しかし、私は、標準報酬月額について、さかのぼって引き下げることに同意したことはないので、申立期間①について、遡及<sup>そきゅう</sup>訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、私は平成4年2月から5年3月までの間、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、4年11月30日以降の加入記録が無いが、私が同社に勤務していたのは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額について、当初、平成4年2月から同年10月までは26万円と記録されていた

ところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年12月31日）の後の5年3月26日付けで、申立期間①のすべてについて、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員ではないことが確認できる上、同僚の供述から、申立人が当該処理に関与をした事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②については、オンライン記録では、申立人の資格喪失日について、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日の後で、かつ、申立人の標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理が行われた日と同一日の平成5年3月26日付けで、さかのぼって4年11月30日とする入力処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者情報では、申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録が、申立期間②を含む平成4年2月10日から5年3月15日までの間、途切れることなく確認できるとともに、申立事業所における元取締役も、申立人が、オンライン記録どおりの4年11月30日時点では当該事業所を退職していなかった旨供述している。

また、オンライン記録では、申立事業所が平成4年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、商業登記簿謄本では、当該事業所が設立された元年6月16日から、現在まで引き続き登記されており、申立期間②については、それ以前と同様に、申立事業所が、適用事業所としての要件を満たしていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立事業所に係る資格喪失日については、雇用保険の記録における離職日の翌日である5年3月16日とすることが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成8年7月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、9年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月、10年10月、同年12月、11年6月及び同年7月、同年9月から同年11月までの期間は30万円、同年12月、12年2月は32万円、13年2月及び同年3月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月1日から15年11月30日まで  
② 平成15年11月30日から同年12月1日まで

申立期間①に係る標準報酬月額については、私がA社の給与から控除されていた保険料に見合った金額に比べ低くなっている。

しかし、私は、申立期間①の一部の給与明細書を持っているので、当該期間について、控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、私の同社における退職日は平成15年11月30日であるにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立事業所が保管する給料台帳から申立期間①のうち、平成8年7月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、9年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月、10年10月、同年12月、11年6月及び同年7月、同年9月から同年11月までは30万円、同年12月、12年2月は32万円、13年2月及び同年3月は30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」等により、申立事業所が申立期間①に係る標準報酬月額をオンライン記録どおりに届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、上述の期間を除く67か月間（平成8年8月、同年12月及び9年1月、同年8月から10年9月までの期間、同年11月、11年1月から同年5月までの期間、同年8月、12年1月、同年3月から13年1月までの期間、同年4月から15年10月までの期間）における申立人の標準報酬月額については、申立事業所が保管する前出の通知書等から、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額と同額、又はこれを超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②については、A社が保管する申立人に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票(写)では、申立人の退職日が、平成15年11月30日と記載されていることが確認できる。

また、申立事業所では、社会保険料の控除方法は当月控除であると回答しているところ、当該事業所が保管する給料台帳等では、申立人の平成15年11月分の給料（支払日は平成15年12月2日）から、同月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立事業所に平成15年11月30日

まで勤務し、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、前出の給料台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立事業所が申立人の資格喪失日をオンライン記録どおり、平成15年11月30日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 42 年 9 月 21 日まで  
脱退手当金を支給されたとする時期は、長男を出産し、外出もままならない時期であった。振込先の口座番号を聞かれたこともなく、脱退手当金を受給した記憶が全く無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年3月に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者として国民年金に加入するまでの約18年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人に脱退手当金が支給決定された時期に近接して、申立人に出産手当金及び分娩費が支給された記録が健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できるところ、申立人はこれらの手当金等についても脱退手当金と同様に受給した記憶が無いと主張しているものの、すべての支給にわたり誤った処理がなされるとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年ごろのうちの 6 か月  
② 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 4 月までのうちの 6 か月

申立期間①についてはA社で、また、申立期間②についてはB社で働いていたにもかかわらず、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間については、私が働いていた期間は明確ではないが、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録等では、A社という名称と同一又は類似する厚生年金保険の適用事業所が、当該期間及びその前後の期間に、申立ての都道府県内において確認できない。

また、申立事業所の許認可官庁である都道府県の担当課では、申立期間①当時の関係資料を保管していないことなどから、現時点を含めても、申立事業所名と同一又は類似する名称の事業所は確認できないと回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げる申立期間①当時の元同僚については、オンライン記録ではその所在が確認できないため、申立てに関する供述を得ることはできない。

一方、申立期間②については、元同僚二人、及び当時の事業主の妻の供述から、申立人が当該期間の一時期、B社という名称の厚生年金保険の適用事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は平成 6 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなく

なっている上、前出の事業主の妻の供述では、事業主は既に死亡しており、申立期間②当時の関係資料も保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、前出の元同僚二人及び事業主の妻は、「申立人は、申立事業所での在職も短期間であり、正式な職員ではなかったことを覚えている。」、「申立人の在職期間は3か月よりも短く、正社員ではなかったと思う。」などと供述しているほか、連絡の取れた別の元同僚3人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 444

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月 13 日から 58 年 3 月 20 日まで  
② 平成 5 年 9 月 4 日から 6 年 1 月 5 日まで  
③ 平成 16 年 10 月 25 日から 17 年 6 月 5 日まで

申立期間①、②及び③については、それぞれA社、B社、C社で勤務していたにもかかわらず、全申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が保管している申立人に係る社員名簿（労働者名簿）では、雇入欄及び解雇退職等欄に、それぞれ「試用 57 年 9 月 13 日」、「試用中退社 58 年 3 月 20 日」と記載されており、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所の回答では、同社は昭和 61 年 12 月に会社整理が行われていることもあり、申立期間①当時の経営者等はおらず、また、当時の賃金関係や社会保険関係書類を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立事業所における申立期間①当時の元同僚 10 人について、入社日とオンライン記録上の厚生年金保険の加入記録と突き合わせた結果、このうちの元同僚 4 人には入社後の数か月間、加入記録が確認できない者が見られることから、申立事業所では申立期間①当時、一部の従業員をその雇用期間どおりに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間①における申立人の雇用保険の加入

記録が確認できない。

次に、申立期間②については、B社の元事業主は、在籍した時期、期間は明確ではないが、申立人が申立事業所に在籍していたと供述しているものの、申立事業所は平成10年8月6日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、申立期間②当時の関係資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立人は、申立期間②における申立事業所に係る元同僚等の氏名を明確に覚えていないため、オンライン記録から申立事業所において被保険者となっている6人中、唯一連絡が取れた元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得ることはできない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間②における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

加えて、オンライン記録では、申立人が申立期間②と一致する平成5年9月から6年1月までの期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

最後に、申立期間③については、雇用保険の記録では、当該期間と一致する平成16年10月25日から17年6月4日までの間、C社に係る申立人の雇用保険の加入記録が確認できるが、申立事業所では、従業員の入社後3か月から6か月までの期間については見習い期間とし、厚生年金保険に加入させていなかったため、申立人も同様に加入させていないと回答している。

また、申立人が記憶している元同僚3人のうちの2人については、オンライン記録では、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、オンライン記録では、申立期間③をすべて含む平成10年9月から17年8月までの期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料が申請免除及び法定免除となっていることが確認できる上、D市では、申立期間③の一部となる同年1月1日から同年9月22日までの間、申立人が国民健康保険に加入していた旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。